

第 4 章 施策の展開

基本目標 I 安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関して必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なおこと、医療・介護・権利擁護の取組み等によって必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

現代の福祉ニーズは多様化し、複雑化・複合化した相談の内容を踏まえた支援を行うためには、高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組みが必要です。

I 安心と信頼のあるまちを共につくる	1 地域福祉に関する情報の提供
	2 相談支援体制の充実【重点】
	3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
	4 成年後見制度の利用促進
	5 見守り体制の充実と福祉サービスの質の向上

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 1 地域福祉に関する情報の提供

施策の方向性

地域福祉に関する充実のためには、福祉に関する必要な情報が市民一人ひとりに行き届いている状態が理想です。現代社会にはさまざまな情報があふれていますが、「地域の活動に参加したい」「市の窓口で相談したい」といった場合に必要な情報をすぐに入手できるよう、市では今後も地域福祉に関する情報について、色々なツールを活用しながら提供します。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉に関する情報がどこで提供されているのか、日頃から気にかける。▶ 広報いちかわや自治（町）会の掲示板、回覧板などを通じて情報を入手するように努める。
互助・共助 (地域活動団体等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。▶ 情報を求めている地域住民に対して情報を伝える。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 広報紙などの紙媒体、SNS などの電子媒体といった様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。▶ 情報を受ける側の視点を踏まえ、わかりやすい情報提供を行う。

施策の方向 2 相談支援体制の充実

施策の方向性

包括的な相談支援体制の整備を含む「重層的支援体制整備事業」を、本市では「よりよい支援事業」として周知しています。包括的な相談支援では、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の相談窓口、さらに新たに加わった「福祉よりよい相談窓口」において、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関等と連携を図りながら支援を行い、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応していくものです。

また、市内 14 地区（15 か所）には、地域ケアシステムの運営母体である「地区社会福祉協議会」の事務所である「地域ケア拠点」があり、各地域から選出された相談員がお困りごとを抱えた方の相談応対等を行っています。

これらの相談支援を充実させていくため、地域との情報共有や連携を図り、地域住民によりそった相談支援体制を構築します。

それぞれの役割例

<p>自助 (一人ひとりの役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 悩んでいることは、ひとりで悩まずに相談する。 ▶ 市や県にはたくさんの相談できる場所があることを知る。
<p>互助・共助 (地域活動団体等の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区社会福祉協議会は、民生委員・児童委員等と積極的に連携し、地域における身近な困りごとの相談やふれあいの場所として地域ケア拠点の充実を図る。 ▶ 高齢・障がい・子ども・生活困窮やこれらの課題が複雑・複合化している地域住民を見かけた場合は、それぞれ相談できる場所を紹介する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉よりそい相談窓口をはじめとして、市や県の相談窓口等について周知するとともに、地域福祉活動団体等との情報共有や連携を図る。

施策の方向3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

【作成中】

それぞれの役割例

<p>自助 (一人ひとりの役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ かかりつけ医を持つ。 ▶ 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
<p>互助・共助 (地域活動団体等の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅医療について周知する。 ▶ 医療機関は在宅医療を推進する。 ▶ かかりつけ医や市川市医師会地域医療支援センターは、在宅医療に関する相談を受ける。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅医療の普及啓発を図る。 ▶ 緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。 ▶ 医療と福祉の連携を図る。

施策の方向 4 成年後見制度の利用促進

施策の方向性

成年後見制度が必要な高齢者、障がい者が、制度を安心して利用できるよう、「市川市後見支援センター」において制度の周知や啓発活動、相談支援を行います。

また、申し立てる親族がない場合などは、本市が親族等に代わって後見等開始の申し立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。また、担い手となる市民後見人の育成や、後見人に選任された方への支援を行います。

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携協力し、支援を必要とする方を、早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを、市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議において、継続して協議していきます。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	▶ 成年後見制度について興味を持ち、研修に参加するなどにより、理解を深める。
互助・共助 (地域活動団体等の役割)	▶ 成年後見制度や市民後見人の認識を深めるための研修会を開催する。 ▶ 地域での見守り活動において支援が必要な人が必要な人を発見した場合には、適切な相談機関につなげる。
公助 (行政の役割)	▶ 成年後見制度利用支援事業の推進を図る。 ▶ 地域連携ネットワークの構築を図る。

施策の方向 5 見守り体制の充実と福祉サービスの質の向上

施策の方向性

【作成中】

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	▶ 隣近所の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。 ▶ 認知症について理解を深める。 ▶ 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。 ▶ 意見や苦情をきちんと伝える。
------------------	---

<p>互助・共助 (地域活動団体 等の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実させる。 ▶ 利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開する。 ▶ 利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。 ▶ 高齢者、障がい者、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通じて防止に努める。 ▶ 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導を行い、質の改善に努める。 ▶ 行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、事業の改善を図る。

基本目標Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる

地域共生社会実現に向けて、地域の中で支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

本市では、社会福祉協議会等各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害軽減のために、平時から顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めておくことも重要であり、互助・共助の支援体制の整備も課題となっています。

地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域社会での活動に参加することのできる仕組みを整備します。

Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる

6 福祉コミュニティの充実

7 地域における防災体制充実の推進

8 社会参加の促進【重点】

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 6 福祉コミュニティの充実

施策の方向性

2023（令和 5）年 5 月に、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同様の 5 類感染症へ位置づけが変更されたことにより少しずつ以前のような地域福祉活動へと戻りつつあります。

このような状況や地域共生社会の理念も踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるような取組みを推進していきます。

重層的支援体制整備事業の実施に合わせ、コミュニティワーカーを「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」へと名称を新たにし、地域住民への個別の支援から見えてきた地域生活課題に対し、地域での支え合いに向けた地域づくりに向けた支援を行うことで、さらなる福祉コミュニティの充実を目指します。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 日常の散歩やゴミ出し、出勤時や地域の行事等の際に挨拶をする。▶ サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。
互助・共助 (地域活動団体等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。▶ 世代を越えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 市民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場の提供をするとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実する。▶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。

施策の方向 7 地域における防災体制充実の推進

施策の方向性

【作成中】

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 災害時の家族の連絡方法を決めておく。▶ 非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。
互助・共助 (地域活動団体 等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域において避難方法や支援方法の情報を共有する。▶ 避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。▶ 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備に努める。

施策の方向 8 社会参加の促進

施策の方向性

2022（令和4）年度に実施した地域福祉計画策定のためのアンケートの結果を踏まえ、市民活動支援センターを含め、地域住民が集まる場所において市民活動団体に関する情報を提供し、地域福祉活動に参加する人の掘り起こしを行います。

また、さまざまなニーズを持つ人々を発見するための仕組みづくり、地域とのつながりづくり、社会参加の場づくりを行うことや、地域の中には地域とのつながりが希薄となっている人や世帯の方に向け、地域の社会資源の開発などにより、社会参加に向けた支援を実施します。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域でのイベントに参加する。▶ ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどに関心を持つ。
互助・共助 (地域活動団体 等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域で活動するさまざまな団体が相互に交流する機会を設ける。▶ 市川市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が中心となり、ボランティアなどの地域福祉活動をPRする
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ ボランティア団体やNPO団体を市民へ周知する。▶ 市民活動支援センターの利用について周知を行う。▶ 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などに対し、社会参加に向けた支援を行う。

基本目標Ⅲ 安全とるおいのあるまちを共につくる

防犯まちづくりの目的の1つに、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることがあります。快適な住環境の形成に向けて様々な手だてを講ずるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要です。

また、バリアフリーという言葉は、道路や建築物の入口の段差など、物理的な障壁（バリア）の除去という意味もありますが、最近では障がい者、高齢者にかかわらず、すべての人の社会参加を困難にしているすべての分野に対して、これを取り除くという意味で使うことも多くなっています。

すべての市民が安全で快適に暮らすことのできるバリアフリーな環境を整備する取組みを進めます。

Ⅲ 安全とるおいのあるまちを共につくる

9 防犯と社会復帰に向けた支援

10 バリアフリーの推進

11 居住環境の整備

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 9 防犯と社会復帰に向けた支援

施策の方向性

地域住民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、犯罪発生情報の共有化、地域における自主的な防犯活動を促進させます。

また、防犯灯の適正配置や防犯カメラの設置といった環境整備を行うことで、犯罪被害の予防、犯罪遭遇の不安感の減少を目指します。

千葉県は、罪を犯した人の円滑な社会復帰について、地域で支えることによって再犯を防ぐため、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図ること等を目的とした「千葉県再犯防止計画」を策定したことを踏まえ、本市においても刑期を終えた人の社会復帰を支援し、再犯防止につなげます。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所の人や子どもたちに積極的に声をかけあう▶ 電話等による勧誘で少しでもおかしいと感じた場合は、家族や公的機関等に連絡を入れる。
互助・共助 (地域活動団体等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 自治（町）会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会や話し合いを行う。▶ 特殊詐欺に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ メール情報配信サービスや防災行政無線等を活用し電話 de 詐欺に関する注意喚起を行う。▶ 街頭防犯カメラの維持管理及び設置費補助を推進する。▶ 再犯防止推進計画の策定について検討を行う。

施策の方向 10 バリアフリーの推進

施策の方向性

誰もが地域で安心して暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、誰にとっても利用しやすい道路・歩道や公共施設等の整備を引き続き進めていきます。

また、高齢者や障がい者等、自分自身での移動が困難な人の移動を支援するため、福祉有償運送事業の普及促進を図ります。

道路や施設のバリアフリー化だけではなく、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとって支え合う、心のバリアフリーを地域全体で推進するために、一人ひとりが、バリア（障壁）を感じる人の多様な背景を踏まえ、お互いの多様性を認め合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 道路や公園等で損傷している箇所がある場合は、行政に連絡する。▶ 自分とは異なる人がいることやその人が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を養う。
互助・共助 (地域活動団体等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。▶ バリアフリーハンドブックを作成し、誤解や偏見で生きづらさを感じている人の特徴や困っていること、お願いしたいことを紹介する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 道路・歩道の整備を行う。▶ 福祉有償運送事業の普及促進を図る。▶ 障がい特性の理解や多様性を認め合える共生社会の実現に向けた事業を推進する。

施策の方向 11 居住環境の整備

施策の方向性

【作成中】

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 自分の住む住宅について高齢者や障がい者となったときのことを意識する。▶ 住宅改修等にかかる費用助成についての情報を入手する。
互助・共助 (地域活動団体等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 高齢者や障がい者向け住宅について地域住民の理解を深める。▶ いちかわ住まいの勉強会に参加し、情報を共有する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 住宅改修等に係る費用助成等について情報提供する。▶ 既存のネットワークを活用して居住支援協議会の設立を目指す。

基本目標Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる

いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、地域住民共通の願いです。子どもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。

本市では、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな介護予防の取り組みや健康づくり事業を推進しています。

市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労に対する支援や生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援が必要です。信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、さらには「生きる」ということに対する包括的な支援を実施します

Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる

1 2 介護予防・健康づくりの支援

1 3 就労と生活困窮者への支援

1 4 生きることに對する包括的な支援

1 5 地域の居場所づくり【重点】

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 12 介護予防・健康づくりの支援

施策の方向性

【作成中】

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 適度な運動で体を動かす。▶ 健康教室や介護予防教室に参加する。
互助・共助 (地域活動団体 等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域で健康教室や介護予防教室を開催する。▶ 地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域住民が主体となって行う介護予防活動（いちかわみんなで体操など）を支援する。▶ イベント等で健康意識の啓発を実施する。

施策の方向 13 就労と生活困窮者への支援

施策の方向性

地域で暮らす住民一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障がい者、ひとり親の就業機会の拡大に向けた取組み等により、就労支援を行います。

また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、経済的に自立できるように支援します。

生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談の充実を図ります。また、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援するとともに、状況に応じた相談体制の充実を図ります。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 就労を通じた生きがいづくりを進める。▶ 経済的な困窮を理由とした偏見を持たないように努める。
互助・共助 (地域活動団体 等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 事業者は法律を順守して、高齢者や障がい者等の就労を支援する。▶ 生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 高齢者、障がい者、ひとり親を対象とした職業訓練の場を提供する。▶ 住民一人ひとりが地域で自立した生活が送れるように支援する。

施策の方向 14 生きることに對する包括的な支援

施策の方向性

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。またこのような包括的な取り組みを実施するためには、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺対策の本質が生きることに支援にあることを認識し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 1人で悩まずに困った時に相談できる窓口等があることを知る。▶ 市川市民のテレホンガイドや若者のための相談ガイドを入手する。
互助・共助 (地域活動団体 等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ こころの悩みや生きづらさを感じている方が支援を受けられるよう、関係機関につなぐ。▶ 悩みをひとりで抱え込まず周囲に相談しやすい地域づくりを行う。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 市川市自殺対策関係機関連絡会を開催し、関係機関との連携を強化し、社会的要因を含めた総合的な対策を推進する。▶ 幅広い年代にむけて、こころの健康とセルフケアの方法について周知する。

施策の方向 15 地域の居場所づくり

施策の方向性

年齢や属性にかかわらず、その人らしくいられる居場所があることは、生きがいにつながります。

これまで本市が実施してきた居場所づくりを継続しつつ、すべての地域住民を対象として、地域における交流の場や居場所の確保をさらに進めていくため、重層的支援体制整備事業（よりそい支援事業）の開始に合わせ、市社会福祉協議会に委託しているコミュニティワーカーをコミュニティソーシャルワーカー（CSW）へと改め、複合化する地域生活課題に対し、地域の事業者や地域住民と連携しながら、多角的な視点から地域の居場所づくりの支援を行います。

また、多世代や多属性を対象としたサロン、子ども食堂、フードバンクなどの交流の場の新設を支援し、市内の空き家等も活用しながら、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらした居場所づくりを推進します。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 自分らしくいられる居場所を見つける。▶ 興味のあるイベントに参加する。
互助・共助 (地域活動団体 等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域住民の交流の場でもある、「地域ケア拠点」を PR するイベント等を行う。▶ 社会的な包摂を目指した居場所づくりについて、CSW と協議し、連携を図りながら検討を進める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 気軽に立ち寄れる地域の居場所を整備する。▶ 世代や属性を超えた地域の居場所づくりを推進する。

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けて、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組みを効果的に進めることが重要です。

地域福祉を推進するために、意識の啓発、担い手の確保といった実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる

1.6 地域福祉に対する意識の啓発

1.7 地域活動の担い手の確保と育成

1.8 地域資源の有効活用

1.9 情報共有・管理の充実

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発

施策の方向性

市内には、市川市で生まれ育った人もいれば、高齢となったため子どもが住む市川市に転居してきた人、障がいのある人、外国から仕事のために市川市で暮らす人など、老若男女問わず色々な方がいます。

自分とは異なる背景を持つ人の価値観を排除するのではなく、価値観を尊重した上で、お互いが理解するよう努めることについて、子どもたちを含めた地域住民一人ひとりが意識を持つことが大切です。

一人ひとりが役割を持ち、状況によっては「支え手」であった人が「受け手」になることがあることを理解し、お互いや近隣の方の考え方の相違もすべて包摂されることによって、安心して暮らすことができるようになります。

地域福祉に対する地域住民一人ひとりの意識を高め、地域共生社会の実現を図るための取組みを、推進します。

それぞれの役割例

自助 (一人ひとりの役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ イベントに参加するなど地域福祉に対して興味・関心を持つ。▶ 高齢者や障がい者など、支援を必要としている人に対して理解に努める。
互助・共助 (地域活動団体等の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。▶ 地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉に対する啓発を行う。▶ 子どもたちの思いやりの心を育むなど、学校の教育活動全体を通じて、心の教育を行う。

施策の方向 17 地域活動の担い手の確保と育成

施策の方向性

地域福祉の推進に当たっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠ですが、各地域福祉活動団体の共通の課題として、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足が挙げられており、新たな担い手の確保や育成に向けて、気軽に集まれる場の設定や催し物、行事、勉強会などを通じて、地域の福祉活動への協力を呼びかけることが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響が一段落した現状において、地域活動に関心を持っている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため、担い手の確保及び育成に向けて取り組んでいきます。

それぞれの役割例

<p>自助 (一人ひとりの役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民一人ひとりが地域社会に貢献できる役割があることを認識する。 ▶ 自治会活動や地域におけるボランティア活動に関心を持つ。
<p>互助・共助 (地域活動団体等の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。 ▶ 地域ケアシステムの相談員に、適切な研修を実施する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域活動の担い手を育成するため、福祉関係部門で情報を共有し、活用する。 ▶ 新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するための方策も検討する。

施策の方向 18 地域資源の有効活用

施策の方向性

地域資源には目に見えるモノ（土地、スペース、施設など）やヒト、目に見えないモノ（人と人とのつながり、ネットワークなど）があります。

地域における福祉コミュニティを活発にするためには、目に見えるモノやヒト、目に見えないモノの両方が充実していることが重要です。

住民が気軽に集まり、交流することのできる場の確保はもちろん、地域ケアシステム推進連絡会といったプラットフォーム型の会議体を活用するなど、さまざまな地域福祉活動に関わる人材、施設、情報等の資源のネットワークづくりを推進します。

それぞれの役割例

<p>自助 (一人ひとりの役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域や行政が開催するイベントに積極的に参加する。 ▶ 地域におけるサークル活動や講演会に関心を持つ。
<p>互助・共助 (地域活動団体等の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい場づくりを進める。 ▶ 気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努める。

<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民にとって魅力ある公共施設のあり方を検討する。 ▶ 既存の公共施設を活用するなど、人と人をつなぐネットワークづくりの場を提供する。
-----------------------	---

施策の方向 19 情報共有・管理の充実

施策の方向性

地域ケアシステム推進連絡会で話し合われた内容について、各地区の福祉課題を振り返りシートを使用して、引き続き地区推進会議の場で情報共有し、地域課題の解決に向けた市の施策について検討を行います。

また、効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動するさまざまな人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせませんが、個人情報保護に関する過剰反応の影響でひとり暮らしの高齢者や避難行動要支援者の把握が困難になっています。

ひとり暮らし高齢者や避難行動要支援者に関わる情報把握や共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域福祉活動団体等と行政が適切に共有できる仕組みを構築します。

それぞれの役割例

<p>自助 (一人ひとりの役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉活動の推進のために必要な個人情報を提供する。 ▶ 提供した個人情報がどのように取り扱われるのか確認する。
<p>互助・共助 (地域活動団体等の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域ケアシステム推進連絡会で地区ごとの活動情報を共有する。 ▶ 地域福祉活動に必要な個人情報を適切に保管する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域ケアシステム推進連絡会の開催を支援するとともに、情報共有を図る。 ▶ 地域福祉活動を担う人々を対象とした個人情報の取扱いに関するリーフレットを周知する。